

# 五箇山合掌造り集落保存整備基準

平成27年4月9日 南砺市教育委員会

本基準は、昭和45年以来、国指定史跡として守られてきた先駆的な「生きた文化遺産」である相倉集落ならびに菅沼集落の歴史的・文化的価値を継承し、両集落の歴史的風致を形成している伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境の総体としての保全を図るため、南砺市相倉伝統的建造物群保存地区ならびに南砺市菅沼伝統的建造物群保存地区にかかる「保存計画」に定められる保存整備計画を補足し、保存整備の基準とするものである。

## 1. 修理基準

### (1) 対象物件

伝統的建造物群保存地区保存計画が決定している伝統的建造物（建築物・工作物）および環境物件（以下、「特定物件」という）

### (2) 対象行為

特定物件である建築物・工作物・環境物件に対する全ての行為

### (3) 基準の位置づけ

特定物件の現状を維持しながら、経年劣化や損傷が見られる箇所等について、主として復元的措置を講じるための基準として、別表1を定める。

### (4) 基本原則

- ・ 現状が歴史的風致をかたちづくる特性を保持していると認められる場合は「現状維持」とする。
- ・ 現状が同特性を保持していないと認められる場合は、科学的調査と根拠に基づく「復原・復旧」を行う。
- ・ 特別事情により「現状維持」「復原・復旧」によらない場合は、以下の順で行い、文化財としての真正性の保持を図る。旧状不明のため「伝建特性」（別途地区毎に定める）や周囲の特定物件に倣って整備する場合、あるいは修景基準に従って整備する場合においても、以下の順に従う。
  - ① 伝統的部位の改変をしない改修を行う。
  - ② 将来の復原を前提とした仮設的・一時的改修を行う。
  - ③ 将来の復原を前提とした解体保存・取外保存を行う。
- ・ 史跡指定地内においては、あわせて国指定史跡にかかる関連法規、ならびに該当地区にかかる「国指定史跡 越中五箇山相倉集落 保存管理計画策定報告書」もしくは「国指定史跡 越中五箇山菅沼集落 保存管理計画策定報告書」に従うものとする。

## 2. 修景基準

### (1) 対象物件

特定物件でない建築物・工作物・環境要素（以下、「非特定物件」という）

### (2) 対象行為

非特定物件の建築物・工作物・環境要素に対する全ての行為

### (3) 基準の位置づけ

非特定物件の外観等を、歴史的風致と調和するよう整備するための基準として、別表2を定める。

## 3. 許可基準

### (1) 対象物件

非特定物件

### (2) 対象行為

非特定物件の建築物・工作物・環境要素に対する全ての行為

### (3) 基準の位置づけ

非特定物件の外観等を、歴史的風致を損なわないよう整備する上で最低限満たすべき基準として、別表3を定める。

## 4. 補足事項

別表1～3に記載のない事項、もしくは疑義が生じた場合は、南砺市教育委員会の指示に従うものとする（南砺市教育委員会は必要に応じて南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえるものとする）。

(別表1) 修理基準

| 項目       |                       | 修理基準  |   |   |
|----------|-----------------------|---|---|---|
| 建築物      | 位置                    | 敷地位置・形状   | 現状維持又は復原を原則とする。<br>特定物件の保護のため必要最小限の範囲において変更を認める場合がある。                                 |   |
|          |                       | 建物位置  |   |   |
|          | 規模                    | 平面規模  | 現状維持又は復原を原則とする。<br>復原以外の要因で特別に増築が認められた場合、新規部分は非特定物件として扱うものとし、原則、修景基準に合致させて整備を行うものとする。 |   |
|          |                       | 高さ・階数   |   |   |
|          | 形態                    | 基礎  | 伝統的特性を示す形態の各項目は保存対象とし、現状維持又は復原を原則とする。   |   |
|          |                       | 構造  |   |   |
|          |                       | 主屋根   |   | 形式<br>勾配  |
|          |                       | 下屋  |   | 勾配  |
|          | 意匠                    | 屋根葺材  | 現状維持又は復原を原則とする。<br>こけら葺又は石置板葺の経緯ある建物については、こけら葺風・平葺ほか類似の意匠をもつ金属板葺に変更することを認める場合がある。     |   |
|          |                       | 軒・螻羽の出  | 伝統的特性を示す意匠の左欄各項目の各部位は保存対象とし現状維持又は復原を原則とする。  |   |
|          |                       | 軒裏  |   | 茅葺  |
|          |                       | 仕上  |   | 他葺  |
|          |                       | ミズハリ・ノノセ  |   |   |
|          |                       | 外壁  |   |   |
|          |                       | 開口部   |   | 位置・大きさ  |
|          |                       |   |   | 建具  |
| 戸袋・庇・煙出し |                       |   |   |   |
| 外構       |                       | 犬走・土縁   |   | 現状維持又は復原を原則とする。<br>特定物件の保護のため犬走りの設置を認める場合がある。この場合、修景基準に合致させて整備を行うものとする。 |
|          | 境界仕舞                  | 現状維持又は復原を原則とする。<br>特定物件の保護のため必要最小限の範囲において変更を認める場合がある。   |   |   |
|          | 敷地面                   | 現状維持又は復原を原則とする。<br>生活上、必要最小限の範囲において、変更を認める場合がある。この場合、歴史的風致の維持に努めるものとする。   |   |   |
| 屋外設備類    |                       | 屋外設備類（ボイラー・タンク・空調機器・ガスボンベ・ドラム缶・メーター等）を外部に設置する場合は、可能な限り集落内の主要道路から通常望見できない箇所に設置し、かつ木枠・木格子等により覆い直接露出させないものとする。<br>配管（雨樋含む）・配線類など木枠等で覆うことが適切でない設備類については、古色（濃茶系・茶系）の色彩を施し、歴史的風致の維持に努めるものとする。 |   |   |
| 色彩       | 木部                    | 現状維持又は復原を原則とする。<br>現状維持又は復原により歴史的風致を損ねる恐れのあるものについては変更を認める場合がある。この場合、修景基準に合致させて整備を行うものとする。   |   |   |
|          | 瓦                     |   |   |   |
|          | 金属部                   |   |   |   |
|          | 左官壁                   |   |   |   |
| 工作物      | 石鳥居・石狛犬（各地区）          | 現状維持又は復原を原則とする。   |   |   |
|          | 社標・石橋・石鳥居（相倉）         |   |   |   |
| 環境物件     | 石垣（相倉）                | 現状維持又は復旧を原則とする。<br>危害予防のため必要最小限の範囲において変更を認める場合がある。  |   |   |
|          | 水路（相倉）                |   |   |   |
|          | 街道（相倉）                |   |   |   |
|          | 火葬場（相倉）               |   |   |   |
|          | 天狗の足跡岩（相倉）            |   |   |   |
|          | 夫婦ケヤキ（相倉）<br>・雪持林（相倉） |   |   |   |
|          | 社叢（各地区）               |   |   |   |
| 湧水池（菅沼）  |                       |   |   |   |

(別表2) 修景基準

| 項目    |   | 修景基準   |  |  |   |                                    |
|-------|---|--|--|--|---|------------------------------------|
|       |   | 茅葺家屋   | その他葺(瓦・金属板他)家屋   |  |   |                                    |
| 建築物   | 位置  | 敷地位置・形状  | 許可基準に同じ(原則、既存の宅地を使用、もしくはかつて建物があった場所を宅地とし、新規造成は認めない。)   |  |   |                                    |
|       |   | 建物位置   | 許可基準に同じ(特別事情により建物位置及び棟方向を変更する際は、かつてあった建物と同じとするか、隣接する特定物件との関係性を考慮し歴史的風致を損なわないものとする。)  |  |   |                                    |
|       | 規模  | 平面規模   | 許可基準に同じ(特別事情により新增改築を行い、規模を変更する際は、周囲の同種・同用途の特定物件の規模に準じ歴史的風致を損なわないものとする。)  |  |   |                                    |
|       |   | 高さ・階数  | 許可基準に同じ(特別事情により新增改築を行い、高さ・階数を変更する場合は周囲の同種・同用途・同程度規模の特定物件の高さ・階数に倣い歴史的風致を損なわないものとする。高さは原則8mを超えないものとする。)  |  |   |                                    |
|       | 形態  | 基礎   | 自然石による独立基礎(石場建て)、又は自然石による布石・狭間石(土台建て)とし、歴史的風致との調和を図る。  |  |   |                                    |
|       |   | 構造   | 木造とする。土蔵は土蔵造りとする。  |  |   |                                    |
|       |   | 主屋根  | 形式   | 許可基準に同じ(切妻とする。伝統的な入母屋風は可とする。)  | 許可基準に同じ(原則、切妻又は入母屋とする。)   |                                    |
|       |   |  | 勾配   | 許可基準に同じ(矩勾配以上(主屋根は60°程度)とする。)  | 許可基準に同じ(3~5寸勾配程度とする。)   |                                    |
|       | 下屋  | 勾配   | 許可基準に同じ(茅葺箇所は矩勾配以上。その他葺箇所は2~5寸勾配程度とする。)  |  |   |                                    |
|       | 意匠  | 屋根葺材   | 主屋根  | コガヤ(カリヤス)又はオガヤ(ススキ)による茅葺とし、葺き方は特定物件に倣い歴史的風致との調和を図る。                    | 板金葺・瓦葺・木板葺とし歴史的風致との調和を図る。板金は平葺・横葺・瓦棒葺、瓦は棧瓦(日本瓦)、木板は石置板葺もしくは柿葺に使用する材種・仕様とする。 |                                    |
|       |   |  | 下屋   | 茅葺・板金葺・瓦葺・木板葺とする。茅は主屋根(上欄)の、板金・瓦・木板等はその他葺家屋(右欄)の規定にそれぞれ従い歴史的風致との調和を図る。 |   |                                    |
|       |   | 軒・螻羽の出   | 周囲の同種・同用途・同程度規模の特定物件に倣い歴史的風致との調和を図る。   |  |   |                                    |
|       |   | 軒裏仕上   | 茅葺   | 許可基準に同じ(葺裏あらわしとする。)  | —(非該当)  |                                    |
|       |   |  | 他葺   | 野地板・垂木・腕木・桁あらわしとする。  |   |                                    |
|       |   | ミズハリ・ノノセ   | 木を使用する。  |  |   |                                    |
|       |   | 外壁   | 伝統の様式の柱・貫あらわしの板壁、左官壁とする。板壁は、内法貫上では横羽目板張り、内法貫下では堅羽目板張りを原則とする。左官壁は、材料の自然色仕上げとする。土蔵は左官壁による大壁造りとし、材料の自然色仕上げとする。腰部の下見板・板金・杉皮等の保護仕上げは、周囲の同種の特定物件に倣う。 |  |   |                                    |
|       |   |  | 開口部  | 位置・建具  | 周囲の同種・同用途の特定物件に倣う。  |                                    |
|       |   | 外構   | 戸袋・庇・煙出し   |  |   | 戸袋・庇は伝統の様式の木製とする。(煙出しについては許可基準に同じ) |
|       |   |  | 犬走・土縁  | 境界仕舞   | 土縁(犬走り)を設ける場合は、土面露出又は叩き風土間あるいはこれに類する仕上げとし緑石は自然石とする。                         |                                    |
|       | 敷地面   |  |  | 境界等の段差は、自然石の玉石・割石を用いた石積み仕上げ(石垣)とし、歴史的風致との調和を図る。                        |   |                                    |
| 敷地面   | 既舗装地は、未舗装地に復旧し土面露出又は小砂利敷にするか、地道風舗装に改修して歴史的風致との調和を図る。                        |  |  |  |   |                                    |
| 屋外設備類 | 屋外設備類(ボイラー、タンク、空調機器、ガスボンベ、ドラム缶、メーター等)を外部に設置する場合は、木枠・木格子等により覆い直接露出させないものとする。 |  |  |  |   |                                    |
| 色彩    | 木部  | 許可基準に同じ(新築では材料の自然色又は古色塗り(濃茶系)、増改築では古色塗とする)   |  |  |   |                                    |
|       | 瓦   | 許可基準に同じ(黒系)  |  |  |   |                                    |
|       | 金属部   | 許可基準に同じ(濃茶系(全般に使用可)、黒系・茶系(屋根板金などに使用する)、黒系・灰系(外壁保護板金に使用する))   |  |  |   |                                    |
|       | 左官壁   | 許可基準に同じ(白色、土色等、周囲の同種の特定物件に準ずる)   |  |  |   |                                    |
| 工作物   | 社標・碑・掲示板等土地に定着するもの  | 自然素材や五箇山地域の伝統的形態を取り入れ、歴史的風致との調和を図る。  |  |  |   |                                    |
|       | 屋外広告物・看板類   | 許可基準に同じ(歴史的風致を損なわないものとする。また、設置は最小限にとどめ、自家用広告物に限る。)   |  |  |   |                                    |
| 環境要素  | 石垣  | 石垣(段差に設けられる構造物を含む)の整備は、特定物件である石垣の形態、もしくは五箇山地域の伝統的形態を取り入れた自然石を使用した野面積とし、歴史的風致との調和を図る。                                     |  |  |   |                                    |
|       | 水路  | 水路の整備は、特定物件である水路の形態、もしくは五箇山地域の伝統的形態を取り入れて行い、歴史的風致との調和を図る。  |  |  |   |                                    |
|       | 貯水池   | 防火用・生活用・融雪用等で設けられている貯水池は自然石の縁石(池廻り)を用いコンクリート構造物を見せない配慮を行い、歴史的風致との調和を図る。  |  |  |   |                                    |
|       | 道路  | 既舗装道路は、未舗装道路に整備するか、地道風舗装路に改修して、歴史的風致との調和を図る。   |  |  |   |                                    |
|       | 林・樹木  | 防風雪等を目的としたもので特定物件の保護に必要な樹木については、枯死に伴う代替植樹(同樹種または在来種による)、および特定物件に危害を及ぼす部分の枝打ちを行う。歴史的風致の維持のために必要な樹木については、枯死に伴う代替植樹(同上)を行う。 |  |  |   |                                    |
|       | 耕作地   | 五箇山地域の伝統的形態を取り入れて整備を行い、歴史的風致との調和を図る。   |  |  |   |                                    |

(別表3) 許可基準

| 項目   |  | 許可基準  |  |   |                |
|------|--|---|--|---|----------------|
|      |  | 茅葺家屋  | その他葺(瓦・金属板他)家屋   |   |                |
| 建築物  | 位置   | 敷地位置・形状   | 原則、既存の宅地を使用、もしくはかつて建物があつた場所を宅地とし新規造成は認めない。   |   |                |
|      |  | 建物位置  | 特別事情により建物位置及び棟方向を変更する際は、かつてあつた建物と同じとするか、隣接する特定物件との関係性を考慮し歴史的風致を損なわないものとする。                   |   |                |
|      | 規模   | 平面規模  | 特別事情により新增改築を行い、規模を変更する際は、周囲の同種・同用途の特定物件の規模に準じ、歴史的風致を損なわないものとする。                              |   |                |
|      |  | 高さ・階数   | 特別事情により新增改築を行い、高さ・階数を変更する場合は周囲の同種・同用途・同程度規模の特定物件の高さ・階数に倣い歴史的風致を損なわないものとする。高さは原則8mを超えないものとする。 |   |                |
|      | 形態   | 基礎  | 自然石によらない場合は、原則、基礎部分の見え掛りが30cm以下となるよう設け歴史的風致を損なわないものとする。                                      |   |                |
|      |  | 構造  | 木造以外とする場合は、原則、外部にその構造部材を現わさないものとする。  |   |                |
|      |  | 主屋根   | 形式   | 切妻とする。伝統的な入母屋風は可とする。  | 原則、切妻又は入母屋とする。 |
|      |  |   | 勾配   | 矩勾配以上(主屋根は60°程度)とする。  | 3～5寸勾配程度とする。   |
|      | 下屋   | 勾配  | 茅葺箇所は矩勾配以上。その他葺箇所は2～5寸勾配程度とする。   |   |                |
|      | 屋根葺材   | 主屋根   | コガヤ(カリヤス)又はオガヤ(ススキ)とし歴史的風致を損なわないものとする。   |   |                |
|      |  |   | 原則、板金葺・瓦葺・木板葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。  |   |                |
|      |  | 下屋  | 原則、茅葺・板金葺・瓦葺・木板葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。   |   |                |
|      |  | 軒・螻羽の出  | 歴史的風致を損なわないものとする。  |   |                |
|      |  | 軒裏仕上  | 茅葺   | 葺裏あらわしとする。  |                |
|      |  |   | 他葺   | 野地板・垂木・腕木・桁あらわしによらない場合は、歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。                               |                |
|      | ミズハリ・ノノセ   | ミズハリは木を使用する。ノノセを木以外とすることは、歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。   |  |   |                |
|      | 意匠   | 外壁  | 歴史的風致を損なわない仕様の板壁、左官壁およびこれに類似したものとする。金属板張りやモルタル仕上等の使用は、使用箇所・意匠・仕上色が歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。    |   |                |
|      |  | 開口部   | 位置・大きさ   | 原則、住宅主屋における1階居室部は掃き出し開口とする。建具を含めた開口部の意匠が歴史的風致を損なわないと認められる場合はこの限りではない。         |                |
|      |  |   | 建具   | 原則、引戸形式の木製建具とする。それ以外とする場合は、古色の素材を用い、縦格子による覆いを設置するなどにより、歴史的風致を損なわないものとする。      |                |
|      |  | 戸袋・庇・煙出し  | 歴史的風致を損なわないものとする。なお、原則、小屋妻壁の開口部には庇を設ける。  | 歴史的風致を損なわないものとする。   |                |
|      |  | 外構  | 犬走・土縁  | 土縁(犬走り)を設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。  |                |
|      |  |   | 境界仕舞   | 境界仕舞に、コンクリート擁壁などを使用することは、歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。なお、原則、生垣(疎植・低木のものを除く)・塀は設けない。 |                |
|      | 敷地面  |   | 新規の舗装は、除雪・生活上必要最小限の範囲と認められる場合に限り、また努めて地道風とし歴史的風致を損なわないものとする。自然石の敷石・飛石は可とする。                  |   |                |
|      | 屋外設備類  | 屋外設備類を外部に設置する場合は、原則、古色の色彩を施す。   |  |   |                |
|      | 色彩   | 木部  | 新築では材料の自然色又は古色塗り(濃茶系)、増改築では古色塗とする  |   |                |
|      |  | 瓦   | 黒系   |   |                |
| 金属部  |  | 濃茶系(全般に使用可)、黒系・茶系(屋根板金などに使用する)、黒系・灰系(外壁保護板金に使用する)   |  |   |                |
| 左官壁  |  | 白色、土色等、周囲の同種の特定物件に準ずる   |  |   |                |
| 工作物  | 社標・碑・掲示板等土地に定着するもの                                       | 歴史的風致を損なわないものとする。   |  |   |                |
|      | 屋外広告物・看板類  | 歴史的風致を損なわないものとする。また、設置は最小限にとどめ、自家用広告物に限る。   |  |   |                |
| 環境要素 | 石垣   | 歴史的風致を損なわないものとする。   |  |   |                |
|      | 水路   |   |  |   |                |
|      | 貯水池  | 歴史的風致を損なわないものとする。新規舗装は、努めて地道風とし歴史的景観に配慮する。  |  |   |                |
|      | 道路   |   |  |   |                |
|      | 林・樹木   | 特定物件に隣接し防風雪に一定の効果が認められる樹木の枯死に対し、代替植樹を伴わない伐採のみを行うことは、特定物件の保存上支障がないと認められる場合に限る。新規の植樹は在来種で行うこととし、樹高などに配慮し歴史的風致を損なわないものとする。 |  |   |                |
| 耕作地  | 歴史的風致を損なわないものとする。生産性の向上と利便性を考慮して、歴史的景観を阻害しない程度の近代化に配慮する。 |   |  |   |                |